

氷川町（組合）立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年2月

氷川町教育委員会

氷川町及び八代市中学校組合教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正を受け、「公立学校教育職員の業務量の適切な管理及びその他の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき、氷川町内の教職員が「働きやすさ」と「働きがい」を感じることができる職場環境を実現し、子供たちによりよい教育を行うために策定するものである。

本町においては、「地域とともにある学校」を目指す学校像、「ふるさとの大地に輝く氷川っ子」を目指す子ども像として学校教育を行っている。地域の宝であるこれからの氷川町を担う子供たちを育成するためには、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に携わり、教育活動に専念できる環境を創ることが重要である。そのために「働き方改革」の一層の推進を図り、本質的な改革を行っていく。

特に本町ではすべての学校がコミュニティ・スクールを導入し、地域学校協働活動と連携した「地域とともにある学校づくり」を推進しており、地域・保護者の理解と協力を得ながら、「働き方改革」を推進していくことにより、教職員のウェルビーイングの向上につなげていく。

以上のことを踏まえ、次の2点を本計画の趣旨とする。

- ①教職員が子供と向き合う時間を十分に確保し、教育実践を充実させることで、学校教育の質を高める。
- ②教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいをもって働くことができるようにする。

(2) 本町の現状

本町では、毎年4月に教育委員会が所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「氷川町（組合）立学校における働き方改革ガイドライン」を定め各学校の働き方改革を推進するとともに、毎月の超過勤務時間調査を行い、教職員の在校等時間の管理及び時間外在校等時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】（調査対象教職員：小学校48人、中学校35人）

学校種	1カ月平均 超過勤務時間	1カ月平均45時間超		1カ月平均80時間超	
		人数	割合	人数	割合
小学校	28時間48分	3人	6.3%	0人	0%
中学校	41時間00分	15人	42.9%	1人	2.9%
小中計	33時間57分	18人	21.7%	1人	1.2%

- ・月平均の時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が小中合わせて21.7%と高い状況である。小学校では事務処理や授業準備、中学校では部活動や事務処理などの業務の割合が大きい状況にあり、意識改革を図るとともに、教育の質の向上のために、教職員の業務に必要な時間的余裕を創出することが必要である。
 - ・年間の総超過勤務時間については、年間360時間を超える教職員が47人(56.6%)と過半数を超えており、改善する必要がある。
 - ・特に1カ月平均が80時間を超える職員が1人、1カ月の超過勤務時間が80時間を超える職員が延べ24人おり、早急に改善する必要がある。
 - ・令和6年11月に実施したストレスチェックにおいては、町費職員も含めた学校関係職員120人中高ストレス状況にある職員が4人(3.3%)という状況であった。小学校では保護者対応、人間関係、事務処理、中学校では、人間関係、業務量、生徒指導や部活動がストレス源であった。
- このようなことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。【カッコ内は令和6年度の数値】

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1カ月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。【78.3%】
- ・1年間における超過勤務時間を360時間以内とし、1カ月あたりの時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。【33時間57分】
- ・1カ月の超過勤務時間80時間以上の職員を0人とする。【24人】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【14.6日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を1%まで減少させる【3.3%】
- ・ストレスチェックにおける「働きがい」の項目で肯定的な回答60%以上を目指す。【48.3%】
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

※毎年度末にその年度の総括を実施し、取り組むべき活動や取組状況についてフィードバックを行い、内容は更新する。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・地域の見守り隊や安全パトロールなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を継続する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、地域が行っている見回りに委ねるとともに、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校給食の無償化に伴い、給食費事務処理は、教育委員会に一元化する。
- ・教材費等の学校徴収金については、徴収業務や集金業務の一元化を図っていくため、学校事務センターと協議を重ね、公会計等一元化を図っていく。

エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・すでに配置されている3人の地域学校協働活動推進員と各学校との連携をさらに強化するとともに、関係者との連絡調整については推進員が行う。また、教職員の負担軽減のために地域人材、外部人材の積極的活用を一層図っていく。

オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・町長部局とも連携して、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

カ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教員向け校務支援ツールの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制強化のため、学校事務センターの効果的な運営を推進する。

キ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校体育館等地域開放施設借用等の管理業務について、行政機関に一元化する。

ク 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和10年度までに、原則、休日の全ての中学校部活動の地域展開を実現する。平日については、活動時間等の適正化を図り、休日の地域展開終了後、順次対応していく。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ケ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・食に関する指導や給食の時間における巡回指導は栄養教諭等が対応する。

コ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や自動採点及び結果集計技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・ICT機器の効果的な利活用により授業の効率化を図るとともに、ICT支援員による教職員への効果的な支援をさらに充実させる。
- ・授業準備や採点及び採点処理作業等に教員業務支援員等を活用する。

サ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・家庭的に支援が必要な生徒及び生徒指導で配慮が必要な家庭に対して、町教育相談員や教育支援センター及び専門機関の活用目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を超える余裕時数を5日間、30時間程度以内で編成する。
- ・十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間を確保するなど、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能を順次導入し、令和8年度中に全校設置、令和9年度からの運用を目指す。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1カ月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を推奨する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・すべての学校でのストレスチェックの実施率100%を継続し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口の周知及び利用促進を図る。
- ・各学校において年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるようにするとともに、年間取得日数15日以上を目標とする。
- ・学校における定時退勤日を週1回以上設定するよう推進し、夏季休業中に連続4日間、冬季休業中に1日の学校閉庁日を設定し、休暇を取得しやすい環境を創る。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の在校等時間の状況について、現行同様、毎月学校は報告を行う。
- (2) 町内学校の在校等時間の状況は毎年度、氷川町のホームページ等で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (3) 学校での児童生徒等の支援に当たる支援員は、現状維持または拡充の検討を行う。
- (4) 本町で重点的に取り組んでいるコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動と連携して、学校の負担軽減及び働き方改革の推進を図る。
- (5) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- (6) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (7) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校、教職員へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの指導・助言を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における熟議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (8) 各学校においては、人事評価の目標項目に働き方改革についての項目を追記するなど、教職員一人一人が業務改善等を進める意識を持つよう工夫を行い、人事評価制度を活用する。
- (9) 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力が得られるよう取り組む。